

2022 軽検検第 37 号
令和 4 年 3 月 10 日

日本行政書士会連合会会長 殿

軽自動車検査協会
理 事 長
(公印省略)

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う窓口申請の年度末
集中の分散について (協力依頼)

平素より当協会の業務についてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、総務省及び国土交通省との協議の結果、昨年度に引き続き、別紙「新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う自動車登録申請の年度末集中の分散について (協力依頼) (令和 4 年 3 月 9 日付け国自情第 309 号・国自整第 286 号)」のとおり、国土交通省自動車局自動車情報課長及び整備課長から貴連合会会長あてに、年度末の窓口申請を分散し混雑緩和を図るため通知があったところですが、同通知文のうち 3. (4) (5) (6) が軽自動車に係る申請手続きとなります。

つきましては、登録自動車に加え軽自動車におきましても、申請窓口の混雑緩和による新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解とご協力をお願いいたします。

軽自動車における対応は以下のとおり

従来：4月1日時点の軽自動車届出情報を基に課税
今回：3月中に解体や所有者名義変更を伴う使用停止が行われたことを証する書面が提出され、かつ、道路運送車両法の期限（15日以内）に所定の手続き*がなされたものについては、4月の税申告であっても、3月31日までに解体または使用停止がなされたものとして課税対象としない。

※所定の手続き：解体を伴う自動車検査証返納届出
所有者名義変更を伴う自動車検査証返納届出
所有者名義変更を伴う輸出予定届出